

やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業・ 炭素生産性向上型補助金交付要綱

(通則)

第1条 炭素生産性向上型補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、県内中小企業が生産性向上を伴いつつ、CO₂排出削減等に資する設備等の導入を支援することで、脱炭素の動きを契機とした中小企業の成長・発展の促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 交付対象者は、中小企業者であって申請日において次の各号及び別記1のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する者

(2) 令和6年4月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種である者

(3) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他公的団体からの類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者

(補助金の対象経費)

第5条 補助金は、第3条の目的に基づき実施する別記2に掲げる経費のうち、公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助額)

第6条 補助金の補助額は、別記2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、炭素生産性向上型補助金交付申請書（様式第1）（以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、

申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書(様式第2)を、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、当該申請書を提出した者に不交付決定通知書(様式第2の2)を通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容又は経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、理事長が認める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 理事長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書(様式第4)を補助事業者に通知するものとする。
- 3 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審

査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払等)

- 第14条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書(様式第7)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

- 第16条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、本事業の成果の確認のため、継続して3年間決算書等を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

- 第17条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第9）を備え、管理するとともに、第12条に定める実績報告書（様式第6）に添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が、50万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づくものとし、その該当償却期間においては、適切に整備、保管すること。

（財産の処分）

- 第20条 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10）をあらかじめ理事長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を理事長の指定する口座に納付させることができるものとする。
 - 3 財産処分による財団への納付額の算出の方法は、次の算出によるものとする。

$$E = (A - B) \times (D / C)$$

A：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該財産処分にかかった補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

E：財団への納付額

- 4 第3項の規定に基づき、財産処分による納付額（E）の納付を命じたときは、補助事業者は、速やかに理事長に納付するものとする。
- 5 第1項の処分において、補助事業者が補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、同項の規定に基づく承認申請に際してその旨を明記するとともに、証拠書類を添付することにより、第2項に基づく納付義務を免除する。
ただし、補助期間内における転用、補助事業の成果と関係のない事業活動への転用、転用に伴い設備の所有者の変更を伴うもの、及び事前の承認手続きを得ていない転用については認めないものとする。

（その他）

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別記 1

炭素生産性向上型補助金を受給できる事業主は次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 県税の滞納のないこと。
- (2) 補助金を活用する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項第 1 号に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない事業主であること。
- (3) 山口県暴力団排除条例（平成 22 年山口県条例第 37 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない事業主であること。
- (4) 次の(i)から(iii)までの書類を整備している事業主であること。
 - (i) 補助金活用の実施状況を明らかにする書類
 - (ii) 補助金活用に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類
 - (iii) 必要経費の支払の状況を明らかにする書類
- (5) 補助金の審査に必要な書類を公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長の求めに応じて提出又は提示する、公益財団法人やまぐち産業振興財団の現地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- (6) 県内の事業所へ設備等を導入する事業主であること。

別記 2 補助金の補助率等は、次表のとおりとする。

(表)

補助率/補助上限/期間	事業内容	対象経費
補助率：1/2 補助上限：1,000 万円 期 間：当該年度 2 月 末日まで ※原則として、対象期間内に設備・機器が導入されること。	生産性向上を伴いつつ、CO ₂ 排出量削減等に資する設備等の導入を支援する。 ※ただし当該設備導入は、県内中小企業における脱炭素のモデル企業となる企業を創出し、脱炭素化に向けた取組の横展開での普及促進を図る観点から、単なる機器更新は対象外とする。 ※また、設備導入後には取組事例の紹介等に協力すること。 ※加えて、伴走支援等で実施する自社の CO ₂ 排出量算定等の取り組みを実施し、CO ₂ 排出削減に努めること。	機械装置・システム構築費（クラウド可）、技術導入費、（機械設備費、通信運搬費、材料費、外注費、委託費等）、その他事業に必要なと認められる経費